

『藤嶋私記』卷一「尊神三国降跡」章について

——真野時繩の論理展開をめぐって——

狩野 一三

はじめに

津島神社の神官真野時繩は、その生涯に於いて数々の著作を成した。その一つに、『藤嶋私記』（元禄七（一六九四）年自序）がある。これは、尾張国の津島神社について、本宮鎮座の由来、祭神説、撰末社、周辺地域などについての説明が、包括的になされている資料である。かつて、稿者はこれについてその特徴の一端を紹介したことがある⁽¹⁾。そこでは、津島神社の神社としての格を引き上げたいという、真野の強烈な意志の存在を確認することができた。

そもそも、何故本書が前述のような内容を持ちながらも、『藤嶋私記』と称しているのか。その点については、『藤嶋私記』序文に、

①「延喜神名式^ニ所謂^ル雖^レ為^ト海部^ノ郡藤嶋^ノ神社^一世人^不識^三所謂^ル藤嶋^ハ為^ニ此^ノ神嶋^ノ之故^一号^一」（延喜神名式に所謂海部の郡藤嶋の神社為りと雖も世人所謂藤嶋は此の神嶋の故号為ることを識らず）

②「然^モ式^ニ—文^{シテ}不^レ載^ニ之^ヲ津^ノ嶋^ノ神^ト為^ス藤^ノ嶋^ノ神^ト者^ニ其^ノ由^ニ縁^ニ—宮^ノ—伝^ニ而^{シテ}顛^ニ末^ニ在^リ—旧^ノ—典^ノ—深^ニ—致^ス—存^{セリ}焉^ヲ」
 (然も式文之を津嶋の神と載せずして藤嶋の神とする者其の由縁一箇の宮伝にして顛末旧典の深致に在て存せり)

と説明されている。⁽²⁾①については、『延喜式』神名帳に「藤嶋神社」とあるのに、世の人は「藤嶋」が「神嶋」(※津嶋の美称)の故号であることを知らないということについて、真野が序文に記述しておくべきだと考えるほどに強い思いを抱いたということがいえる。また②では、『延喜式』神名帳に「津嶋の神」と載せず「藤嶋の神」とする由縁は、旧典に深い趣があるとし、①の点についての由緒を記述している。従って、真野が「藤嶋」≡「津嶋」説を主張している箇所を読み解いていくことが、真野の主張の根源にあるのは何か、という点について探っていくためには、必要不可欠な過程であると思われる。そこで、「藤嶋」≡「津嶋」説に深くふれている「尊神三国降跡」章に於いて、「藤嶋」≡「津嶋」説に関わりのある部分の論理展開を整理し、真野がどのような主張をしているのか、その方法はどのようなものであるかについて示していく。

第一節

巻一の第一章である「本宮一院素盞鳥尊」章では、祭神、本宮鎮座の由来等について、真野が津島神社伝来の旧記録を引用し、それに基づいた自説を展開していくという形式をとっている。しかし、第二章となる「尊神三国降跡」章以降は、前章で示された真野の基本的認識をめぐって、真野を「同志」と呼ぶある人物(以下、本稿では「問いの人物」とする)との問答が展開され、より詳細に説かれていく。これを検討していくに当たって注目すべきと思われる点は、次のようである。

・「隱名鎮座」説。

・「神嶋の成立説」。

・「藤嶋・藤浪の里」説。

・「津嶋・対馬」説。

以下、要点を検討しながら、その論理展開を確認し整理していくこととする。

なお当該箇所の翻刻及び書き下し文は、本稿末尾に参考資料として掲出したので、適宜参照されたい。また、本文中には書き下し文を掲出した。

真野の行論は、一つの間答が成立した後、更にその間答の中で扱われた点について「問い」の人物が問題を掘り下げ、真野がそれについて詳解していくという形式をとっている箇所が、少なくない。そこで本節では、真野の詳解の内容を整理し、検討していくこととする。

「問い」の人物がまず真野に対して詳解を望んだのは、以下の点である（参考資料傍線部①。以下、本節における番号・記号等は、全てこれに対応するものとする。）

- ア 『神式』にある、天照太神が天の逆矛で「神嶋」を画き探ったという説に関する問題について
- イ 「自凝嶋」という名称についての問題
- ウ 「二葦」が浮かび出たという説に関する問題
- エ 真野が註解する「秋津嶋」についての論拠に関する問題
- オ 「藤浪里」についての説の論証に関する問題

ここで提示された五つの問いのうち、「藤嶋」Ⅱ「津嶋」説について検討していくにあたって特に重要となってくるのは、

⑦と⑧の問題であるが、これらの問いについて真野は、各々の問いに対する答に先んじて、次のように述べた。

②吾尊神は是豊葦原の本主たりと雖も根国に退隠して其の神孫靈葉の神等亦其の神功を皇孫尊に譲り、或は根の国に、或は日隅宮に、或は借地に住み玉ひ、或は隱名御鎮座也。是故に延喜神名式又は帝紀の中に直に神名を聞く者稀なり。

以上のように、素盞烏尊こそが豊葦原の本主であるにもかかわらず、素盞烏尊の子孫神達が「隱名鎮座」したという故事があり、それゆえに『延喜式』神名帳や本紀に於いて本来の名で記されているのを見つけるのは稀であると真野は述べている。^③この、今現在見ることでできる名称は、本来の形とは異なっているものであるというあり方は、本章に於いて様々に応用されている。また真野は⑦について、「神嶋」は天照太神が生成させたものであり、大八洲成立と「同一理」にあると解答しているが、それに関する以下の言及には真野の「隱名鎮座」の故事の応用の痕跡を認めることができる。

③神嶋と化成れる一葦亦実葦に非ず。秋稻の茂生を曲言して吾尊神の秋令を主り且つ五穀成熟の靈徳に坐すことを明すが故に、一嶋の成立も亦大八洲起源の如し

③では、「神嶋」生成のもととなった「一葦」は「実葦」では無く、秋の稲の生い茂る様子を曲言したものとして、「秋」という要素と強く結び付けられている。また③後半部では、

③其の本是秋津嶋の本主也。大地主の神也。然も直ちに秋津嶋と謂はず秋の字を除きて津嶋と号し。又従て対馬よりの来臨を明す也。又来格以前尊神の直号を称さずして弥五郎殿と号すこと尤も以て有り。猶案ずるに日本の故名は豊秋津州也。然りと雖も是を蜻蛉と号する者は則ち神武天皇以来也。然るに蜻蛉州と書かずして而も秋津州と書する者豈祇ならんや。

是偏に国寿のみに非ず。五穀豊熟の神の国なれば也。而して秋令は是れ吾尊神の靈徳にして而も八洲の本主也。而も大地主也。以て推察すべきのみ

と述べられており、日本の古名が「豊秋津洲」＝接頭語「豊」＋「秋」＋「津洲（ツシマ）」とあることによつて、日本全体と、津嶋という一地域とを深く関連付けようとする姿勢が示されている。^④

更に傍線部^④では、以下のような内容が述べられている。

④此神嶋東西南の三方は川を限り、一方は馬津の渡を堺と爲し、而して南北を縦として長く、東西を緯として狭し。是一葦の形の自然なる也爾。然も斯くの若しと雖も、猶隱名鎮座の由緒に倣て然も葦の嶋と称さずして転じて藤嶋と称し、藤浪の里と曰ふのみ。

ここでは、「神嶋」の形状は葦のようはあるが、隱名鎮座のあり方にならぬ、「葦嶋」とは称さず、「藤嶋」と称し、「藤浪の里」といった、ということが述べられており、真野自ら「隱名鎮座」の故事のあり方を利用していることが明記されている箇所である。

「問い」の人物は、真野のこれまでの詳解について「逐一に分曉」と解しているが、猶^⑤に関して、「就中藤嶋の神故伊勢藤浪の里と同一理の如き旧説半信未だ疑氷を解くに足らざるのみ」と（傍線部^⑥）、尾張の藤嶋の「神故」と伊勢の藤浪里とが「同一理」にあるとはどういうことかと、自身で論拠を収集した上で、真野の見解を問うている。

まず「伊州の旧記に尋ぬるに。藤浪の里に於ては未だ最極の神由有ることを覩ず。」とした上で、次のように論拠を挙げていく。

7 (a) 『御裳濯川歌合』に於いて三六番の判詞のあとに俊成が添えた三首のうちの一首。

(b) 『風雅集』所収の西行詠。

(c) 『伊勢新名所歌合』所収歌。

(d) 藤原氏が東大寺の南円堂を造立した時の「虫蝕の歌」にある「藤浪」。

以上の歌には、「藤嶋」の神故と伊勢藤浪の里との間に、何らかの神秘的関係を認めることは出来ないという。

(a) については、本文中に「一、二首有り」とあるが、『新編国歌大観』所収本によれば、「藤浪」の語を詠み込んでいるのは七三番「藤波もみもすそ川のすゑなればしづえもかけよ松のももえに」の一首のみである。⁷⁾ この歌は『風雅和歌集』巻第十九・神祇歌に収録されている(二二二〇番)が、『風雅和歌集全注釈』では「藤波もみもすそ河のすゑなれば」について、「中臣鎌足が天智天皇八年(669)藤原の姓を賜わり、藤原氏の祖となったので、大中臣氏とは同族であることという」と注されている。⁸⁾

また(b)は二一九番歌「藤なみをみもすそ川にせき入れてももえの松にかけよとぞ思ふ」であるが、詞書によれば三六番の歌合に編集した自らの歌について、俊成に強いて判を請おうと、料紙の端に書きつけて送った歌である。この「藤なみ」についても、同書では「藤原氏の人、俊成を象徴する」と注されている。

更に、(d)の歌「補陀落乃南農岸爾堂立弓今曾栄牟北農藤浪」については、「解する者云く、是藤氏の北家富栄の兆也」と本文中に述べられており、「藤浪」が藤原氏を指すと「問い」の人物が解していることが分かる。以上の点から、(a)(b)(d)に於ける「藤浪」は、藤原氏のことを指して使用された語であり、特に(a)(b)では伊勢の地名が詠み込まれ、尾張の津嶋との関わりなどは全く無い、ということの根拠として、「問い」の人物が真野に突き付けた例証であるといえる。

また、(c)については、三三番左より四〇番右までが、歌合の題として「藤波里」を使用しているが、「宮河のあたりは春の色なれど松にはえたる藤波のさと」(三五番左・行室)に見えるように、「宮河」との関連が示されていることから、ここが伊勢に存在する地名としての「藤浪」を詠んだものばかりであり、尾張の津嶋とは関係は無いということ

を示す例として「問い」の人物が挙げたということがいえる。

以上のように、「問い」の人物は、和歌に詠まれた文言から「藤浪の里」を理解しようとする。その理解に基づけば、「此れ等の歌中其の詞一処も亦神祕に与ることを見」ることなどは出来ないのである。

また他に、『伊勢名所拾遺記』（※『伊勢名所拾遺集』〈竜貞玄編、延宝九（一六八一）年〉の別称或いは誤りか）及び『神風小名寄』（荒木田盛徴編、慶安二（一六四九）年）、また『伊勢新名所歌合』の画を挙げ、伊勢国藤浪の里については密接な関わりがあるのは内宮祠官の「藤浪氏」なのであり、尾張の藤浪との関連などは無く、ここでもまた真野の主張する「神祕に与」るようなことは決して無いということを示されている。更に、儒典において類説を見ることは無く、唯一『仏祖統記』三界出興志（三世出興志の誤りか）に見える「第三の小劫に地味隠して乃ち林藤を生ず。而して後稲有り」と也」のみが近いのではないかと示している。

「問い」の人物はただ真野に解答を請うのではなく、まず「本宮一院素盞烏尊」章に於いて語られた伊勢の藤浪と尾張の藤浪とを関連づける説を手掛かりとして伊勢関連の和歌資料のうち踏まえるべきものを踏まえ、更に関係する地誌類的確に示し、更に儒典及び仏典の類まで調査した上で考察し反証を突き付け、その上で真野に対して詳解を請うという、学究的態度を示しているといえる。

以上のような、豊富な資料を根拠とした問いに対し、真野は「子か前問藤浪の説皆非也」と全否定し（傍線部⑦）、次のように解答した。この解答の中にも、やはり「隱名鎮座」の故事の応用を認める事が出来る。

⑧ 抑く此の神嶋の初名藤嶋と称し、又藤浪の里と謂ふは当体の藤に非ず。

ここでは、神嶋の初名である「藤嶋」、「藤浪の里」にみえる「藤」とは、そもそも当体の藤ではないと述べ、藤であれば何であるのかという「問い」の人物からの問いかけに対して、「本縁に所謂神嶋初生一葦の隠語なり」と述べて

いる。

真野は、ここで再び「一葦」について取りあげる。前に傍線部③では、「一葦」は「秋の稲の生い茂る様子を曲言したもの」と真野は述べているが、ここでは、「藤」はその「一葦」の隠語であるとしている。つまり真野は、「藤」と「秋の稲の生い茂る様子」とを繋げようとしていると考えられる。順序を追って示せば、「秋の稲の生い茂る様子を曲言したもの」を「一葦」と表し、また「藤」と言い換えている、ということになる。

また、なぜ隠語にするのか、という問いに対して、大八洲初生の「葦牙」もまた「実葦」ではなく、瑞穂の隠名にして、五穀豊熟の国寿、神徳初化の国号である（傍線部⑨）。⑩もほぼ同内容）と返答している。つまり、大八洲の国名のあり方に習っているということ根拠としているのである。ここでも、真野の、日本全体と、津嶋という一地域とを深く関連付けようとする姿勢を窺うことができる。また、傍線部⑪については、真野は「本宮一院素盞鳥尊」章に於いて、⑪に見える『藤記』の内容に注して、伊勢の藤浪と津嶋の旧名としての藤浪、という共通点をもって伊勢と津嶋を深く関連付けている。^⑩

真野にとつては、「藤」を「一葦」の隠語であると理解していない「問い」の人物が挙げた諸資料は、「皆非」とすべきものであった。しかし、一般的な観点からは、前述のような形で豊富に資料を用意し、その資料の述べるところに拠って立ち、反証している「問い」の人物の行論のほうが、よほど根拠があり、説得力を備えたものであることは自明である。真野のように、注釈という作業に「隠名鎮座」の故事に於けるような、今現在見ることでできる名称は本来の形とは異なっているというあり方を利用して導き出される説は、客観性及び人々に対する説得力を欠くものである。しかし真野はこの姿勢を崩さないのである。

真野は、素盞鳥尊及びその子孫神たちの「隠名鎮座」という故事を積極的に利用し、「一葦」の内容を読み換え、「一葦」がもとなつた「神嶋」が「藤嶋」となぜ呼称されるに至ったのか、なぜ大八洲に準えることができるのかという点についての説を作り上げている。それでは、「藤嶋」から「津嶋」へは、真野はどのような説明を付けたのか。傍線部⑤では、

対馬のみが日本の「秋津洲」に暗合していることに着目しており、ここから傍線部⑬に於ける説明へと展開していく。

⑬何となれば尊神対馬より船に乗して大洋を経玉ひ、神縁に因て此の孤嶋に來臨の後、今の川口河海相ひ接するの渡を号して津嶋の渡と謂ふ。是則ち歴代の歌枕にして万葉集以降詠林の口実と爲る。是故に唯対馬と津嶋と通用せり。

ここで述べられている点は、このような事情があるので、はじめは「藤嶋」と呼称された「神嶋」は、対馬から尊神が來臨したことに関連して、「ツシマ」（津嶋）と呼称されるようになっていったのだ、という形で説を展開させていくための助けとなるであろう。但し、ここには「津嶋の渡」は、決して「万葉集以降詠林の口実」となったものとは言えないという問題がある。

「ツシマ」の渡を詠む歌は少なくない。『万葉集』六二番歌に「在根良 対馬乃渡 渡中尔 幣取向而 早還許年」とある。これは題詞に三野連の入唐時に春日藏首老によって作られた歌とあり、この「対馬」が九州の対馬であることが分かる。また『夫木和歌抄』には「つしまのわたり、対馬」と題された歌群がある（一一二三七―一二二四〇番）。また、『国基集』一一九番に「ふなでせしはかたやいづらつしまにはしらぬしらぎのやまはみえつつ」とあり、和歌の世界で詠まれてきたのは九州の対馬の渡りなのであり、決して尾張の津嶋ではないということがわかる。しかしながら、傍線部⑬では、真野はこれを「津嶋」のこととしてしている。また、「津嶋の渡」は、一一世紀前半まで「馬津渡」と呼ばれており、ここを「津嶋の渡」と称したことは、『海道記』に見えるものが初期の例となっている。したがって、真野が「津嶋の渡」について、「万葉集以降詠林の口実」と主張するのには無理があると言える。傍線部⑭に於いて、『言塵集』にあるのは「藤浪」ではなく「藤根」であり、当該箇所は高い確率で真野の恣意的な操作によるものであると思われるが、恐らく真野は、この例と同種の無理をここで為したのではないかと思われる。つまり、傍線部⑭に示す、靈神降跡の地は国を隔てていても神は同称であるのが多例である、という状況を借りて、あえて和歌で詠まれる「つしまのわたり」を、「対馬」

ではなく「津嶋」と読み換えたとと思われるのである。

つまり、真野は、「神嶋」＝「藤嶋」を成立させるために「隱名鎮座」の故事のあり方を利用し、「藤嶋」＝「津嶋」説を成立させるために神の名が国を隔てても同称であるという状況を借りる、というように、自説の展開において極めて恣意的な操作をしているということがいえると思われる。

以上のようなあり方は、いずれも真野が津嶋神社の社格を高くあらせようと、非常に苦心惨憺しているからこそそのものと言える。それ自体は、序文の段階からその片鱗をのぞかせているものではあるが、序文や、津嶋神社の旧記録の紹介と、そこに注釈をすることで自説を示していく、という形で構成されていた「本宮一院素盞烏尊」章とは異なり、問答形式を採用している「尊神三国降跡」章からは、真野の自説展開のあり方、論拠の示し方などの強引さを、より明瞭にうかがい知ることができる。

真野の強引な一面は、以下の例からも察することができる。傍線部⑤に於いて、もし対馬に素盞烏尊の降跡があれば、それは祇園の本社が播磨の広峯神社であるというようなことになるか、という疑問が提示されているが、ここには、「津島神社の本社は、「対馬にある尊神の降跡」であり、津島はその末社ということになるか？」という問いが隠されているように思われる。これに対して真野は、「どうして強いてあちらが本社、こちらが末社と言わなければならないのか。」（傍線部⑥）と答えるのである。津嶋神社の社格をあげ得る要素は、強引な方法を用いてもそれを利用し、逆に低下させ得る要素については無視をしていると考えられる。

第二節

以上のような真野の説は、多くの人々からの否定の対象となった。主だったところは既に紹介したことがあるが、更

に吉見幸和『尾張祠考』¹³から、津島牛頭天王の項を加えておく。

祭神牛頭天王也、∴（中略）∴後世以素戔嗚尊配牛頭天王者、附会而無本拠、∴（中略）∴又曰_下欽明朝自对馬島_中移此地者_上、共祠堂等之説、而不_レ可信焉、近年彼等出口延佳之門人、而效_二度会氏之学風_一、故為_二偽書造言_一者多矣、或以_二当祠_一欲_レ為_二式内神_一、以為_二漆部神社_一、又為_二藤島神社_一、且為_二神階正一位_一、或称_二日本惣社_一之類、皆無_二其証_一、∴

吉見は、既に前稿に於いて紹介したように、『延喜式』神名帳に載る藤嶋神社を津嶋神社のこととする説を「附会也」と厳しく批判しているが、更にここではとりわけ度会氏の学風による弊風により、偽書造言を為す者が多いとして嘆いている。また傍線部の内容が『藤嶋私記』巻一「本宮一院素盞烏尊」章に見えることから、それが真野を指していることは明らかであるが、注意しておきたいのは、真野が慶安元（一六四八）年生、吉見は延宝元（一六七三）年生で、二五歳年少ながらも、学問の上で直接のつながりがあったということが指摘されている人物であるということである¹⁴。吉見自身が「国史官牒」つまり確実な史料により神道各派を批判剥偽¹⁵してきた人物であるということはあるが、直接的な先輩学者の説をきっぱりと否定していることは、当時の尾張藩に於ける学問の世界の自由さを想像させるとともに、いかに真野の説が強引なものと受け取られたのかということを証明するものである。また、津嶋神社を式内藤嶋神社のほか、漆部神社とする説も行われていたことを挙げているが（『塩尻』等の説か―後掲）、これらは皆証拠のない説であるとして厳しく否定している。

またこの他には、津嶋神社について、以下のような説も提示されている。

▼『尾陽雜記』¹⁶

・卷七・津島

中嶋郡大ぬあの神社也、ゆへありて今の津島にひきて、津嶋の天王とあらたむるよし也。

▼津田正生『尾張国地名考』⁽¹⁷⁾

・海東郡之部

国玉神社は東鑑に津島神社と出たる物にして祭神大己貴命一座なり…(中略)…近世治国にいたりて真野時綱わが津島の神社に古記録もたえて仏香臭きを憤りて神学類聚百卷を著述猶藤島私記天王祭祀神家常談等を作文にわざと牽合附会をして仏臭を頗る剥去たれども第一為牛頭天王の通称には殊に頭痛せしとなり此と申も当社の式内なる事を夢にも心づかつて甚困苦たるにぞあるべき

『尾陽雜記』は成立年未詳であるが、おそらく『藤嶋私記』とはさほど遠くない時期に成立していると考えられる。⁽¹⁸⁾ここでは真野の説とは全く異なる説が提示されている。また、『尾張国地名考』は文化十三(一八一六)年に成立した資料であるが、ここでは真野の立場を慮りながらも真野の説を採用することはしていない。ここでも真野の説は否定されているということができる。これらに挙げられた説も、やはりその証拠の提示はなされていない。そのため、説得力を持ちえず、後世に影響を及ぼすことは出来ていない。明治三年に編纂された『延喜式内神社取調書』⁽¹⁹⁾では、前稿で紹介したように、津嶋神社を式内藤嶋神社とする説について「抛なし」と否定しているが、式内漆部神社に関して「不漆部神社」と項目を立て、「さて此神社今いつこなるにかさたかならず」と、当時既に所在地が不明になってしまっていることについて述べていく中で、

塩尻に…(中略)…又海部郡第一に漆部神社を録す、此社は民部省図帳にも載て我々の尊崇も尤他に異なりしか、今は社

地いつくとも知かたし、海部の大社津島より外なきにや密に疑ふ、津島の社は昔の漆部神社にや、されとも古書に見る処なければ今さら夫と云かたし、故に予か本国帳集説には漆部・津島二社ともに記すとみえたり。…

と、天野信景『塩尻』から、天野自身が漆部神社説に傾きながらも根拠を欠くため断定し難いとした記事を引用している。根拠を示していないとする藤嶋神社比定説とは異なり、ここでは『塩尻』の説はそのような評価は受けていない。これは、後代に於いて津嶋神社が式内のどの神社に比定すべきなのかという問題について、どの説も決め手を欠くのでいずれかに断定することは避けるべきであると考えられたからだと思われる。

また、他説を提示したうえで、次のような疑問を提示するものもある。

▼『尾張名所図会』巻之七 海東郡・正一位津島牛頭天王社・本社

神道家の説には…(中略)…おそらくハ式の神名帳に見えたる国玉神社ならんか…(中略)…国玉神社ならんといへる説も暗推あんすいの論なれハ慥たしかなる説とハしがたし

ここでは、そもそも確かな証拠もないのに、式内社のどれかに比定しようとする事自体を暗に批判していることが察せられる。

以上のように、管見の限りでは、津嶋神社を式内社のいずれかに比定するという事に関して、『塩尻』や『尾陽雜記』等のような『藤嶋私記』と比較的近い時期の資料からは当時複数の説が存在したことを確認することができる。但し『尾張祠考』では、根拠を示さない説、とりわけ真野の展開した説は、非常に厳しい否定の対象となっている。『尾張国地名考』『延喜式内神社取調書』に於いてもまた、真野の説は受け入れられてはいない。とりわけ『尾張国地名考』では、真野が仏臭を排除するために「わざと牽合附会」をしてまで自説を構築したという事情を想定しながらも、真野の説を

受け入れはしないという点からは、真野の説が如何に無理を通したものであったと考えられたのかについての証左となる。それでは、そのような無理をなした真野の論理展開に影響を与えたものは何か。

津嶋神社は、諸書に指摘されるように中世以来隆盛し、また近世に至っては『尾張志』に「平常にも参詣の人絶る間なく殊に関東の国よりあゆみをはこびまうづる事おびた、しく比類なき繁昌の御社なり」といわれるような、広大な信仰圏を持った神社である。また、その社領は、『日本歴史地名大系 愛知県の地名』・津嶋神社の項に、

元和六年（一六二〇）二月八日、従来は神主領であった「千二十九石六升九合の地が、尾張藩主徳川義直から黒印地の社領として寄進された。これは幕府の事務手違いであることが判明して、改めて寛文五年（一六六五）七月一日に將軍家綱の朱印状が発給され、以後朱印地となった（津嶋神社文書）。

と紹介され、莫大な規模のものであったことを知ることができる。元和三（一六一七）年段階で伊勢神宮の社領が徳川秀忠の朱印状で三千五四〇石とされているが、これはその三分の一を超えるものとなる。神社として、津嶋神社は、元禄期に於いてはかなり恵まれた状況にあったと言える。従って、この時期の津嶋神社が、真野が無理をなしてまで称揚しなければならぬような状況にあったとは言い難い。

また、宗教界の状況としては、江戸幕府は寛文五（一六六五）年、『諸社禰宜神主法度』を發布した。この第三条には、白張以外の装束を身につける時は吉田家の許状をうけることという項が設けられたため、全国の神職は吉田家の支配を受けることとなったということが指摘されている²¹。或いは、このような支配下に組み込まれるのを嫌い、自社の独立性を主張する意味もあって真野のような主張が生れたという可能性も完全には否定できないが、寛文期から三〇年を隔てて猶、これが強い執筆動機の一つとなり得るかは、疑問である。

また、学問の世界の状況としては、真野は尾張藩三代藩主綱誠の命による尾張藩撰地志編纂事業の一員となるが、こ

これは元禄十一年のことであるため、元禄七年の自序を持つ『藤嶋私記』は、例えばこの藩撰地志のための素材として書かれたものとするような見方はできない。

おわりに

以上、本稿では、真野の主張のあり方を探る上で、「藤嶋」「津嶋」説の構築という部分に着目し、その方法を見つけた。ここでは、第一節で示した伊勢の藤浪と尾張の藤浪とをめぐる「問い」の人物との問答の中で、十分に資料を用意し、一般的な解釈を示した上で真野の説に反駁する「問い」の人物の論理を、真野が一切否定し、「匿名鎮座」の故事という、一般的には理解しがたい極めて恣意的な論理を利用して自説を構築するというあり方を確認することができた。そのような姿勢から導き出された真野の説は、管見の限りでは同時代及び後世の学者たちから受け入れられることはなく、時に強い否定の対象とすらなった。

また、津嶋神社を取り巻く外的な諸状況をかながみても、何故真野が今まで紹介して来たような無理な論理展開をもつてしてまで津嶋神社の社格を挙げようとするのかという点について、特に決め手となるものは見られないように思われる。

そうであるならば、その根源は内的状況に求めるのが適当であるのだろうか。尾張藩には、大量の筆記を残している人が多いということが指摘されている。⁽²³⁾ 真野もその一人で、主著『古今神学類編』は全百巻に及ぶ大著である。その他にも、真野の著作は膨大な数に上る。この、調査し、考察したことを余さず記録として残さずにはいられないというあり方が、ひいては本稿で紹介したような自説構築のあり方を生み出す可能性も、否定できないように思われる。

また、『古今神学類編』は、元禄九年自序、同十一年松下見林序を有しており、執筆期間は『藤嶋私記』と重複する

ものとみなし得るが、ここでの真野の執筆傾向は、『藤嶋私記』に於けるそれとは全く異なり、資料の博搜と抄出を旨とし、先行の説に何らかの反論がある場合にも、また別の資料の言及に基づき、なしている。このような真野の執筆傾向の二面性についてもまた、今後多角的に検証していくことが必要となろう。

【参考資料】『藤嶋私記』卷一「尊神三国降跡」章より翻刻（部分）

○問諸―社会―説混―雜以―来神―名神―態以―三相―似―牽―合焉以―故璞―鼠叵―分之誤―伝不―限于当宮―矣雖―然亦故―
 一伝俄―爾―遺之棄―損之―則從―遺之故―実―故―黑白―扱―而從之措―而不―取不―廢而可―弁―知之趣―実―足―信示―
 一論―矣且―命聞―之有―巨益―也就―中神式―之文―天照太神以―天―逆―矛―画―探―於此ノ神―嶋―也又自―凝嶋之名―也一―
 一葦浮―出―之説―也又吾子―カ―之註―解―謂―秋津嶋ノ之扱―也藤―浪ノ之准―証―也不―聞其―詳―説者無―于心―信乎―
 如―何將―説有―諸請煩―乎縷―説爾―曰是也夫―此ノ一―嶋ノ神―伝自―然ノ之絶―妙無―佗ノ宮比―例―而唯―暗合―
 于宗廟鎮座ノ之幽―致―矣是―併―天照太神吾素盞烏尊本―邦建―立ノ之神妙―者乎何―者習合以―来如―斯不―趨于―
 径路―本―旨符―合―者ノ、ハ―奇也抑―吾尊―神ノ昔―於―姉尊―如―二仇―敵―且―肖―怨―讎―若神―記ノ文分―明―而―
 世―人悟―ルコトノ之稀也雖―然日本紀神代ノ之諸―抄―先―輩往―往論―ルコトノ之明―矣而―因―寸ハ―神ノ世ノ之幽―契―則其本―吾尊―
 神―ハ是雖―為―豊葦原ノ之本―主―退―隱―於根国―ニ而其神―孫靈―葉ノ神―等亦讓―リ其神ノ功―於皇孫尊―或―於―根ノ国―或―於―
 日隅宮―或―住―于借地―或―隱―名御―鎮―座也是故―延喜神名式又ハ―帝紀ノ之中―聞―直―神ノ名―者ノ稀矣是亦有―一―故―
 歟然―本―致―隱―名―鎮―座ノ由―縁―而是秘―義也故―如―出雲国―者ハ―独雖―為―二顯―名鎮―座ノ地―清原夏野卿漸論―
 弁―シテ漏―幽ノ旨―焉粵―如―吾ノ神嶋ノ者神ノ昔学―乎伊弉諾尊ノ之神ノ巧―而天照太神為―我尊神ノ和―魂帰―著ノ降―天ノ―
 逆―矛―一―小―海―水―画―探―リ者ノ、豈不―測―乎其神ノ巧―一―致―於伊弉諾尊―則其浮―出ノ物ヲ称―一―葦―成―嶋―
 称―礮馭盧嶋ノ者不―亦宜―乎而―神式以―此ノ一―嶋―全―如―大―八―洲成―立同―般ノ記―之者ハ―猶在―深―旨存―焉尊―
 神後―自―對―馬来―格以―後喚―神ノ嶋―而又称―津嶋ノ非―隱幽ノ之説―是顯―伝耳所謂隱―幽ノ之神―伝―者有―于

○問天照太神ト与素盞烏尊合一ノ神一德且亦大ハ一洲之本一主大地之主之靈德因茲ニ神嶋造立ノ神一妙悉ク以如クハ一洲起一源一且一隱一各鎮一座異ナル之神一伝逐一分一曉得レ聞命一尤足レ催一感一信一者乎就一中藤嶋ノ神一故与一伊一勢藤一浪一里一如一同一一理一旧一說半一信未タ足レ解クニ疑一氷一耳故ハ何一者尋ルニ伊州一旧一記ニ於テハ藤浪一里一者未レ親一有ニ最極一之神一由一且一所ノ三十六番一御裳一濯一川一歌一合一皆一是西一行カ之所一詠一而判一者ハ俊成卿也彼ノ卿判一詞之末ニ被レ副一送一三一首一中ニ詠ニ藤浪一里一者一僅ニ有ニ二一首一爾一藤茂御裳濯一河能未奈礼波下枝毛加介与松農百枝爾此ノ歌入リ風雅集一同一集一之中神祇一歌西一行一藤浪乎御裳濯一川爾勢義入弓百枝農松爾掛与止曾於母布此ノ歌一七一文一字長一秋一詠一藻一者掛礼止曾乎毛婦一又内宮一神一職一等初一昔催一斯新一名一所歌一合一判一者ハ権一大一納一言藤原為世卿也此レ等ノ歌一中其ノ詞一一処一亦不レ見レ与ニ于神一秘一判一詞亦同シ矣殊ニ新一名一所ノ中一者旁クテ訝シ也然今当宮藤浪一記一文其趣甚齟齬焉又伊一勢一名一所一拾一遺記神風小一名一寄等ノ記皆載ニ度一遇一郡藤浪一里一雖一然一註一家惑ヘリ此ノ里一之由一緒一拾一遺集ニ云當時無レ此ノ里尋ルニ宮川一辺ノ里一人一僉云沢池一村淺間ノ森ノ之西ノ方与三宮川之塚ニ有ニ藤浪一処一考ルニ新一名一所歌一合一之因一画一於藤浪一里一因ニ華一美富一有之屋一形一見一藤浪一氏一之住一所一矣小一名一寄一說亦相同シ又云藤浪一里一者内一宮一祠一官藤浪家一之祖居一住一彼一里一是ノ故一当一昔内宮一祠一官一等催ニ新名所歌一合一云此レ等ノ之說亦不レ与ニ神秘ニ又彼ノ藤氏ノ撰一家造立東一大寺一南一円一堂一之時在虫蝕歌云一補陀落乃南農岸爾堂立弓今曾榮牟北農藤浪一云解一者云是藤一氏一北一家富一榮一之兆也果シテ然也所謂補陀一落一山一者是在ニ南一海一觀一大一士一之所レ在乎因准レ之乎此歌一之藤浪亦無レ所レ准レ抛一乎神一故一於ニ儒一典一亦未レ見レ類一說一矣今一按ニ粵一有レ一說閱スルニ一仏一祖一統一記一三一界一出興一志一有レ言一曰ク第三一小一劫ニ地一味隱レ乃生ニ林一藤一而後有稻也又云樓一炭一經ニ云雨一枝一蒲一萄一云是レハ則異一說也林一藤初一生之說始レ幾一乎藤嶋ノ神一故一乎一曰此レ故吾レ箝一曰既尚シ矣今也叩レ鐘一非一筵一詎一速一以不レレ應レ之乎予カ之前一問藤浪一之說皆非也最一末一之一一証頗庶一幾一乎將謂ニ暗一合一乎雖レ然非レ謂ニ彼ノ謂一林一藤一是レ神一嶋初一生之藤一一般一其物異其說只相近耳今一問既逼レ于畜慎一以故欲レ罷一而不レ克一今也吐露乎多年ノ之燕一石嚇

一鼠^ヲ爾^レ不^レ舍^テ二薊^ノ一蕘^ノ之言^ヲ可^ク也抑^ク此^ノ神^ノ嶋^ノ之初^ノ名稱^シ藤嶋^ト又謂^ハ藤浪^ノ里^ト者非^ニ当^レ体^ノ之藤^ニ又浪^ト者伊勢^ニ所謂^ル重^{シキ}浪^{ナミ}寄^{ヨスル}之祝^一言相^{同シ}矣藤^一花皆詠^{スル}浪^ト亦旧^ノ例也故^ニ神名^式二所^以載^也藤嶋^ト而已^一若^シ夫^レ非^シ藤^何等^ノ物^{ツヤ}哉本^ニ緣^ニ所謂^ル神^ノ嶋^初一^生一^葦之隱^一語爾何^シ為^レ隱^一語^{セルヤ}乎曰^ク大^八洲^初一^生一^葦牙亦是^非葦^ニ瑞穗^ノ之隱^一名^ニ而五^一穀^豐一^熟之國^壽神德^所一^化之國^一号也今此神^一嶋亦是^初一^生者一^葦也然^レ不^レ稱^一一^葦謂^藤者^是亦異^ニ于^豐葦^原之初^一生^一神^一化^ニ也神^一嶋成^一就^ノ之始^メ初^一生^一蔓^一生取^テ其^一一^藤雖^レ如^稱之^實非^藤葦^ニ而瑞穗^ノ之謂^也是故^ニ今吾^一子^一之偶^一以^二小^一劫^初一^生一^林藤^ヲ証^{スル}之^者異^ニ而^同而異^何煩^カ有^シ之最^レ可^レ秘^ス又可^レ密^焉初^一生^一藤^以知^ル之^葦者^ハ何^ヤ也御^葎祭^ハ是^則象^ニ於^神嶋^初一^成且^乘一^葦神^一化^併按^{スル}則^非藤^ニ明^矣以^葦為^稻者^亦本^一紀^ノ本^一說^与吾^カ旧^日記^符合^ス也吾^又嚮^不云^乎天^神封^任豐葦^原之^秋津^洲於^吾尊^神二^所謂^秋之^一一字^是則^此神^本一^主之^明徵^故藤^記云^藤浪^里者^此國^習伊^勢則^日本^之惣^一号^而於^此神^嶋尤^有以^矣加^旃日^一本^別名^謂藤^浪里^者吾^カ旧^日記^之外^今川^了俊^之所^撰於^言塵^集始^見之^爾所^載言^塵集^尤非^無出^一拋^管見^甚為^意恨^一

(中略)

又按^ニ延喜^帝於^ハ二^式一^撰之^時者^或稱^津嶋^ト或^稱藤嶋^ト明^ケ矣^則所^載二^式文^一也爾^ヨリ^來停^テ藤嶋^ノ之^号一^向稱^津嶋^ト亦^有以^也何^者尊^一神^自對^一馬^乘船^經乎^大洋^一因^神緣^ニ來^臨于^此孤^嶋之後^今川^口河^海相^接之^渡号^謂津^嶋渡^是則^歷代^一歌^枕而^万葉^集以^降為^二譌^一林^之口^一矣^是故^唯對^馬与^津嶋^通用^矣加^旃靈^一神^降跡^地者^隔國^同稱^尤多^一例^{ナル}也乎^縱如^撰州^住吉^長門^豐浦^住吉^筑前^那珂^郡住^吉又^有伊^子三^嶋駿^河三^嶋或^記云^賀茂^山城^大和^南宮^撰津^美濃^熊野^紀伊^出一^雲丹^生紀^伊大^和中^山美^濃山^城石^上吉^備大^和是^皆同^一稱^異所^也謂^吉備^則備^前爾^由是^想之^於對^馬國^亦在^尊神^初昔^之降^跡乎^今考^之神^名式^不遇^指之^以可^レ為^二此^一尊^之降^跡以^神祠^類推^言之^有對^馬下^県郡^銀山^神社^蓋是以^其始^所出^銀山^故祭^之也^就按^神代

吾尊神ノ曰韓地洲有金銀一吾子ノ之治國不可不有浮宝者也由是觀之金銀亦可謂出_ス自_ニ此_ノ神
 一德然則所謂銀山神者是尊一神ノ降一跡乎又同郡有敷島神社一是亦訝_シ矣何_レ者吾尊一神自_レ異一域
 歸_リ于出_レ雲_ノ國_ニ斬_テ乎大蛇_ノ後有_ニ神_一詠_ハ歌_ハ是称_ニ敷島道_一也右_ニ件_一二_ニ神_一尤_ニ偏_一察_シ爾其_ノ佗_ノ在_ス上_ツ県郡_一
 和多都美_ノ神又_ニ在_ス下_ツ県郡_一高御魂_ノ神社等_ハ不_レ与_レ焉_ニ又_ニ吾_ノ神_一宮_ノ末_ニ社若宮御_レ前者_一一_ニ說_ニ謂_ニ八幡_一也一_ニ宮
 一記_ニ對_ニ馬_一嶋_一一_ノ宮_ハ則_レ為_ニ八幡_一是亦不_レ与_レ耳前_一件_ニ二_ニ社_一雖_レ未_レ放_ニ摸_レ之_手姑_レ備_ニ于_レ後_一鑑_ニ耳_一或_レ云_ニ若_シ其
 果_{シテ}在_ニ對_ニ馬_一於_レ降_一跡_ノ者_ハ如_ク謂_ニ祇園_一本社_ハ播磨_ノ廣_ノ峯_也然_レ乎_レ曰_ニ何_レ必_ニ範_一之_ハ乎_レ唯_ニ豐_一受_ニ太_一神_ノ初_ニ降_一坐_ニ坐_ニ
 丹_一波_一与_一謝_一後_一來_レ移_リ坐_ニ于_レ伊勢山田_一原_ニ而_レ於_ニ丹_一波_一亦_レ如_ク在_ニ其_ノ神_一宮<sub>然_レ爾_{何_レ為_ニ其_ノ強_ニ以_レ彼_レ處_レ為_ニ本_一}
 社_ト以_レ此_レ處_ヲ謂_ハん末_一社_ト不_レ思_ハ之_ハ甚_ク矣_一以下略</sub>

〔書き下し文〕 番号・記号は、第一節に於けるものと対応する。

○問ふ。諸社合説混雜以來神名神態相似を以て牽合す。故を以て璞鼠分ち匠きの誤伝、当宮に限らず。然りと雖も亦故
 伝俄爾として之を棄損する寸は從て故実を遺る。故に黑白扱て之に從ひ、措て取らず。廢せずして弁知すべきの趣、実
 に示論を信するに足れり。且つ命聞きての巨益有りや。①⑦就中神式の文に天照太神天之逆矛を以て此の神嶋を画き探
 り玉ふや。①又自凝嶋の名や。②一葦浮ひ出るの説や。③又吾子か註解に謂る秋津嶋の扱や。④藤浪の里の准証や。其
 の詳説を聞かずんば心信無んや如何。將た説有りや諸。請ふ縷説を煩さんのみ。曰く是也。夫れ此の一嶋の神伝自
 然の絶妙伎宮に比例無く。而して唯り宗廟鎮座の幽致に暗合せり。是れ併ら天照太神吾素盞蓋尊本邦建立の神妙なる者
 か。何となれば習合以來斯くの如く徑路に趨さずして本旨符合する者は奇也。抑く吾尊神の昔姉の尊に於る仇敵の如
 く、且つ怨讎に肖たることは神記の文分明にして世人之を悟ること稀也。然りと雖も日本紀神代の諸抄に先輩往往にし
 て之を論すること明けし。而も神世の幽契に因る寸は其の本②吾尊神は是豊葦原の本主たりと雖も根国に退隠して其の
 神孫靈葉の神等亦其の神功を皇孫尊に譲り、或は根の国に、或は日隅宮に、或は借地に住み玉ひ、或は隱名御鎮座也。
 是故に延喜神名式又は帝紀の中に直に神名を聞く者稀なり。是亦一故有んか。然る本致は隱名鎮座の由縁にして是秘義

也。故に出雲国の如きは独り顕名鎮座の地と為すと雖も。清原夏野卿漸論弁して幽旨を漏せり。粵に吾か神嶋の如きは神の昔伊弉諾尊の神巧を学び玉ひて、天照太神我が尊神の和魂帰著の為に天の逆矛を一小海水に降して画き探り玉ふ者豈不測ならずや。其の神巧伊弉諾尊に一致なれば則ち其の浮かひ出るの物を一葦と称し。成れる嶋を磯馭盧嶋と称するは亦宜しからず。而して神式に此の一嶋を以て全く大八洲成立同般の如く之を記せるは猶深旨在存せり。尊神後に封馬よりして来格以後神嶋を喚て又津嶋と称ふ。隱幽の説に非ず。是顕伝のみ。所謂隱幽の神伝とは豊葦原千五百秋の秋の一字に有り。所謂一伝一字義とは、尊神は本是れ本邦の本主にして三境神道の幽致に称する所の大地主の神也。故に其の神徳天照太神と一般にして上国常立尊の一端緒を承け継ぎ玉ふ。故に瑞穂の国の字義を解する寸は国常立の神徳顯然の国寿にして、天照神は是天上の君主也。又秋津洲と称す寸は是大地主の神徳全化の国祝也。是則ち吾宮伝にして③神嶋と化される一葦亦実葦に非ず。秋稲の茂生を曲言して吾尊神の秋令を主り且つ五穀成熟の靈徳に坐すことを明すが故に、一嶋の成立も亦大八洲起源の如し。藤の記に所謂此の国日本同致の元旨果して分明なる者か。神代の巻に於ける天照太神は春夏の令徳の如く、吾か素盞烏尊は秋冬の令徳の如き神理亦併せ按すべきのみ。加旃当宮第一秘密の神事御葦の来由。亦一葦自ら凝りて神嶋と為るの表也。故に束葦の上に別に一茎を樹てて号して天の逆矛と称す。事は旧記に在り。況んや亦世、国史に載せる所往往大己貴、少彦名の二神造嶋の神徳分曉なり。又④此神嶋東西南の三方は川を限り、一方は馬津の渡を堺と為し、而して南北を縦として長く、東西を緯として狭し。是一葦の形の自然なる也爾。然も斯くの若しと雖も、猶隱名鎮座の由緒に倣て然も葦の嶋と称さずして転じて藤嶋と称し、藤浪の里と曰ふのみ。豈殊絶の神故亦奇ならずや。而も其の緒諸旧記の文伊勢に同ふし拈めて大八洲の起源に同する者。何ぞ唯神処を耀すのみならんや。謂ふべし、靈妙不測の神伝也と。是の故に又推して日本惣社と称し奉る事は七種問答記、観応記等に明けし。且亦日本惣社と称すは神嶋を以て之を大八洲起源に比するのみに非ず。③其の本是秋津嶋の本主也。大地主の神也。然も直ちに秋津嶋と謂はず秋の字を除きて津嶋と号し。又従て対馬よりの来臨を明す也。又来格以前尊神の直号を称さずして弥五郎殿と号すこと尤も以て有り。猶案ずるに日本の故名は豊秋津州也。然りと雖も是を蜻蛉と号する者は則ち神

武天皇以來也。然るに蜻蛉州と書かずして而も秋津州と書する者豈祇ならんや。是偏に国寿のみに非ず。五穀豊熟の神の国なれば也。而して秋令は是れ吾尊神の靈徳にして而も八洲の本主也。而も大地主也。以て推察すべきのみ。又按ずるに、⑤本邦大八洲の外六嶋の中に対馬有り。同じく是一滴水潮淡の成れる所にして独り彼の一嶋のみ惣号の秋津州に暗合し、而も連環を離れて独狐の一嶋一小区新羅日本の堺に之有り。今此の神嶋も亦孤絶水中の一嶋にして初昔最も連地無し。是故に來臨の縁に依れば則ち之を津嶋と稱し、又本縁の説に因る寸は之を藤嶋と稱す等は神故の根す所なり。

○問ふ。天照太神と素盞烏尊と合一の神徳、且つ亦大八洲の本主大地主の靈徳、茲に因て神嶋造立の神妙悉く以て八洲起源の如く、且つ隱名鎮座位に異なるの神伝逐一に分曉にして命を聞くことを得たり。尤も感信を催すに足る者か。⑥就中藤嶋の神故伊勢藤浪の里と同一理の如き旧説半信未だ疑氷を解くに足らざるのみ。故は何となれば。伊州の旧記に尋ぬるに。藤浪の里に於ては未だ最極の神由有ることを觀ず。且つ三十六番とする所の御裳濯川の歌合は皆是西行か詠する所にして判者は俊成卿也。(a) 彼の卿判詞の末に副へ送らる、三首の中に藤浪の里を詠する者僅に一、二首有り。

へ藤浪茂御裳濯河能末奈礼波下枝毛加介与松農百枝爾と。此の歌風雅集に入り。(b) 同集の中神祇の歌西行。へ藤浪乎御裳濯川爾勢義入弓百枝農松爾掛与止曾於母布と。此の歌の七文字長秋詠藻には掛礼止曾乎毛婦と云云。(c) 又内宮の神職等初昔新名所歌合を催す。判者は権大納言藤原為世卿也。此れ等の歌中其の詞一処も亦神祕に与ることを見す。判詞亦同し。殊に新名所の中となれば旁く以て訝しや。然るに今当宮藤浪の記文其の趣甚だ齟齬す。又伊勢名所拾遺記、神風小名寄等の記皆度遇の郡藤浪の里を載す。然りと雖も註家此の里の由緒に惑へり。拾遺集に云く、当時此の里無しと。宮川の辺の里人に尋るに、僉云く、沢池村淺間の森の西の方宮川との堺に藤浪と云処有り。新名所歌合の図画を考るに。華美富有の屋形を圖して藤浪氏の住所と見ゆと。小名寄の説亦相同し。又云く、藤浪の里は内宮の祠官藤浪家の祖彼の里に居住すと。是の故に当昔内宮の祠官等新名所歌合を催すと云云。此れ等の説も亦神祕に与らず。(d) 又彼の藤氏の撰家東大寺の南円堂を造立せるの時、虫蝕の歌在りて云く、へ補陀落乃南農岸爾堂立弓今曾榮牟北農藤浪と云云。解する者云く、是藤氏の北家富榮の兆也と。果して然りとや。所謂補陀落山とは是南海に在りて觀大士の在ま

す所か。因て之に准するか。此の歌の藤浪も亦神故に准拠する所無し。儒典に於ても亦未だ類説を見ず。今按ずるに粵に一説有り。仏祖統記の三界出興志を閲するに言ること有り。曰く、第三の小劫に地味隠して乃ち林藤を生ず。而して後稻有りとも也。又云く、樓炭経に云く、兩枝の蒲萄と云云。是は則ち異説也。林藤初生の説殆ど藤嶋の神故に幾からんか。曰く、此の故吾れ口を籍むこと既に尚し。今や鐘を叩くこと筵に非ず。詎そ速かに以て之に応えざらんや。⑦子か前問藤浪の説皆非也。最末の一証頗る庶幾せんか。將た暗合と謂んか。然りと雖も彼の謂ゆる林藤は是れ神嶋初生の藤に一般也と謂ふには非ず。其物異に其説只相近きのみ。今問既に畜慎に逼れり。故を以て罷らんと欲すれとも克はず。今や多年の燕石嚇鼠を吐露すのみ。芻蕘の言を舍せずして可也。⑧抑く此の神嶋の初名藤嶋と称し、又藤浪の里と謂ふは当体の藤に非ず。又浪とは伊勢に所謂重浪寄するの祝言相同し。藤花皆浪と詠する亦旧例也。故に神名式に藤嶋とのみ載る所以なり。若し夫れ藤に非んば何等の物ぞや。⑧本縁に所謂神嶋初生一葦の隱語なり。何すれぞ隱語せるや。曰く、⑨大八洲初生の葦牙も亦是れ葦には非ず。瑞穂の隱名にして五穀豊熟の国寿、神徳所化の国号也。今此の神嶋亦是初生は一葦也。然も一葦と称さずして藤と謂ふは是亦豊葦原の初生神化に異にして也。⑩神嶋成就の始め、初生の蔓生其の林藤を以て之を証する者、異にして同なり。同にして異なり。何の煩いか之有らん。最も秘すべく又密すべし。初生の藤以て之を葦也と知る者は何そや。御葭祭は是れ則ち神嶋の初成に象り且つ一葦に乗するの神化併せて按ずるに則ち藤に非ざること明けし。葦を以て稻とする者も亦本紀の本説吾か旧記と符合すれば也。吾又嚮きに云はずや。天の神豊葦原の秋津洲を吾か尊神に封任し玉ふ。所謂秋の一字是則ち此の神本主の明徴なり。⑪故に藤の記に云く。藤浪の里は此の国伊勢と習ふ寸は日本の惣号、而して此の神嶋に於て尤も以て有りとも。⑫加旃日本の別名藤浪の里と謂ふ者、吾か旧記の外には今川了俊の所撰言塵集に於て始て之を見るのみ。言塵集に載る所尤も出拠無んば非ず。管見甚だ意恨を為す。又按ずるに、延喜帝式撰の時に於ては或は津嶋と称し、或は藤嶋と称せること明けし。則ち式文に載せる所也。爾來藤

(中略)

嶋の号を停て一向に津嶋とのみ称する亦以て有りや。^⑬何となれば尊神対馬より船に乘して大洋を経玉ひ、神縁に因て此の孤嶋に來臨の後、今の川口河海相ひ接するの渡を号して津嶋の渡と謂ふ。是則ち歴代の歌枕にして万葉集以降詞林の口実と為る。是故に唯対馬と津嶋と通用せり。加旃^⑭靈神降跡の地は隔国同称尤も多例なるをや。縦は撰州の住吉長門豊浦の住吉筑前那珂の住吉の如き、又伊予の三嶋、伊豆の三嶋の有り。或記に云く、賀茂（山城と大和）、南宮（摂津と美濃）、熊野（紀伊と出雲）、丹生（紀伊と大和）、中山（美濃と山城）、石上（吉備と大和）是皆同称異所也。謂る吉備は則備前のみ。是に由て之を想ふに、対馬の国に於ても亦尊神初昔の降跡在んか。今之を神名式に考ふるに、之を指して以て此の尊の降跡と為すべき神祠に遇さず。類を以て推して之を言は。対馬下つ県郡銀山の神社と云有り。蓋し是其始め、銀を出す所の山なるを以ての故に之を祭ると也。就て按ずるに、神代に吾が尊神の曰く、韓地洲は金銀有り。吾か子の治す国に浮く宝の有らずは可からじと也。是に由て之を觀れば金銀亦此の神徳より出づと謂ふべし。然る則ち所謂銀山の神は是尊神の降跡か。又同郡に敷島の神社と云有り。是亦訝し。何となれば吾か尊神異域より出雲の国に歸り、大蛇を斬り玉ふて後神詠有り。歌は敷島の道と称すれば也。右件の二神尤も偏察し巨きのみ。其の佗の上つ県郡に在す和多都美の神、又は下つ県郡に在す高御魂神社等は焉に与からず。又吾か神宮の末社若宮御前は一説に八幡也と謂へり。一宮記に対馬嶋の一の宮は則ち八幡とす。是亦与からざるのみ。前件の二社未だ摸稜の手を放たずと雖も、姑く後鑑に備ふるのみ。^⑮或人云く、若し其れ果して対馬に降跡在は祇園の本社は播磨の広峯也と謂か如く然らんか。曰く、何ぞ必しも之をしも範とせんか。唯豊受太神初めは丹波の与謝に降り坐して、後來伊勢山田が原に移り坐し、而も丹波に其の神宮在るか如く然らんのみ。^⑯何すれそ其れ強ちに彼処を以ては本社と為し。此処を以ては末社と謂はん。思はざるの甚なり。（以下略）

注

(1) 拙稿「真野時綱『藤嶋私記』について」(『愛知県立大学文字文化財研究所年報』第五号、二〇一二年三月)。

- (2) 以下、『藤嶋私記』からの引用は、刈谷市中央図書館村上文庫蔵本による。なお、字体は通行のものに改め、合字は開き、原文と、原本の調点に従い私に句読点を補った書き下し文を併せて挙げていく。
- (3) このことは、『日本書紀』本文に於いて素盞鳥尊の息子であるとされている大国主が、多くの別称でもって祀られている神であることと深い関連があると思われる。
- (4) これらの点が語られる中で、問い④⑤に関する解答が提示されていくが、本稿では割愛した。
- (5) この点については、前掲注1論文にて「本宮一院素盞鳥尊」章に於ける関連部分について触れているが、当該部分では更に進められて天照太神と素盞鳥尊を同体別称の神であるとして結びつけるまでに至っている。
- (6) 藤原冬嗣が、弘仁四（八一三）年に父内麻呂の追善のため、興福寺に南円堂を築いていることから、ここは「東大寺」ではなく「興福寺」とあるべきところだと思われる。
- (7) 以下和歌の引用は『新編国歌大観』による。
- (8) 岩佐美代子氏『風雅和歌集全注釈』下巻（二〇〇四年三月、笠間書院）。
- (9) この両資料の「藤浪里」の項目は記事の内容に通じるものがあり、何らかの影響関係を想定しうる。
- (10) 前掲注1論文。
- (11) 前掲注1論文。
- (12) 前掲注1論文。
- (13) 『神道大系神社編十五 尾張・参河・遠江国』（真壁俊信氏校注 一九八八年二月 神道大系編纂会）による。
- (14) 小島廣次氏「真野時綱と天野信景の交遊」（『神道大系』月報19 『古今神学類編』（上）一九八一年十一月 神道大系編纂会）。
- (15) 『神道史大辞典』（二〇〇七年六月、吉川弘文館）、「吉見幸和」項による。
- (16) 一九七七年二月復刻刊行、愛知県郷土資料刊行会。
- (17) 一九一六年八月、愛知県海部郡教育会。
- (18) 前掲注16書解題に、「名古屋市奥田町奥村定氏所蔵本に、松平君山と思はれる筆蹟で、河村七郎宛の小さな紙が貼りつけてあつて、その文中に『尾陽雜記は、崇厳院様（高須侯義行）勝野親郷右衛門に被仰付編述せられしも半途にして止み雜駁なる書なり云々』と

ある」と指摘されている。崇厳院は松平義行（明暦二（一六五六）年～正徳五（一七一五）年）であり、この書きつけの内容の通りであれば、元禄七（一六九四）年の自序を持つ『藤嶋私記』とは成立時期がかなり近い可能性が高い。

(19) 前掲注13書。

(20) 愛知県図書館蔵本による。

(21) 前掲注15書、「伊勢神宮」項による。

(22) 前掲注15書、「唯一神道」項による。

(23) 『尾張史料のおもしろさ 原典を調べる』（二〇〇四年十一月 名古屋市博物館）。

〔付記〕

貴重な資料の掲載を御許可下さいました刈谷市中央図書館にあつくお礼申し上げます。また、本稿は、寺社縁起研究会東海支部第二十三・二十四回例会における口答発表に基づいています。席上多くの先生方にご教示賜りましたことを感謝申し上げます。